様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年　　6月　　2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあつまる  一般事業主の氏名又は名称　株式会社あつまる  （ふりがな）　いしい ようすけ  （法人の場合）代表者の氏名　石井　陽介  住所　　　　　　　〒105-0001  東京都渋谷区神宮前1-5-8 神宮前タワービルディング21F  法人番号　1010001154438  情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み - 【公式】株式会社あつまる｜ATSUMARU Inc. | | 公表日 | 2022年　5月　6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「VISION」「DX Policy」 | | 記載内容抜粋 | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「VISION」  株式会社あつまるは、経営課題に合わせてソリューションを提供し、お客様の成長をサポート。DXを軸とした企業の経営戦略のリデザインを行い、日本経済の成長発展に貢献するDXソリューションカンパニーです。  -----------------------  「DX Policy」  社会の急速なデジタル化により、企業はビジネスモデルの変革を求められています。  社会的なIT人材不足を受け、総合的なDX支援の需要が大きくなっている中で、私たちは「マーケティング」「新卒リクルーティング」の観点からデジタライゼーションを促進し、クライアント企業の経営戦略のリデザインに貢献します。  上記ビジョン及び方針に向けて、当社ではビジネスモデルの方向性について下記2点を定めました。   1. 事業領域の拡大   当社は設立以来、「集客」領域にフォーカスしたビジネスを展開してきました。近年、「働き方改革」により仕事のリモート化が進み、コミュニケーションが希薄化する中で、企業としての「想い」や「理念」を共有する重要性が高まっており、「フィロソフィ」に関する相談が増えてきています。また、理念を共有する人材の「リクルーティング」や、パラダイムシフトに伴う「マーケティングDX」など、ニーズが広がっています。当社は、これまでに培ってきた「マーケティング×IT」の知見をもとに、企業へのサポート領域を広げていきます。   1. ストックビジネスの強化   デジタル技術の浸透に伴い、社会の変化スピードは年々速くなっており、人々のニーズも併せて常に変化しています。  そのため、単発的な施策では変化するニーズに柔軟に対応することが困難になっており、継続的なPDCAサイクルの回転が不可欠になっています。当社としましては、これまで以上に「ストックビジネス」に注力し、デジタル技術等のDXを組み込んだコンサルティングサービス「超あつまる会議」を強化することで、クライアント企業と安定かつ継続的な関係を構築し、企業の中期経営計画実現をサポートします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて、承認された「DXの取り組み」に基づき、公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み - 【公式】株式会社あつまる｜ATSUMARU Inc. | | 公表日 | 2022年　5月　6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「Main Contents」 | | 記載内容抜粋 | 1. 総合的なDX支援サービスの展開   「マーケティング×IT」領域の様々な知見・ノウハウ・経験を基盤とし、デジタルマーケティングを中心とした「集客」「採用」のDX支援、情報管理システム等のSaaS導入を中心とした「業務効率化」のDX支援をサービス展開し、クライアント企業のDXを総合的にサポートいたします。   1. 社内DX推進による労働生産性の向上   私たちは、「働き方改革」の本質を「生産性の向上」であると考えています。  ノーコード・ローコードツールやSaaSを活用して社内業務を効率化することにより、社員一人当たり労働生産性を向上させるとともに、生まれたリソースを活用して新しい価値を創出するための成長投資を行います。  上記戦略において、当社では「データ」活用を重要課題として認識し、自社・クライアント企業において、データを収集し、活用するための環境整備を実施していきます。  (1)プロダクト開発 デジタルの浸透により、人々の行動の大半がデータ化されている昨今、データマーケティングの重要性は年々増しています。当社は外部パートナーと協業し、データの 「収集」「保管」「管理」「分析」を実現するプロダクト開発を行い、各クライアント企業 に適したデータマーケティングの基盤を整えます。  (2)ノーコード・ローコードツールなどの既存サービス活用 社会の急速な変化に対応するためには、自前主義から脱却する必要があります。 一般化できる業務領域においては、既存のクラウドサービスを取り入れることで、導入スピードの向上やコスト削減を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて、承認された「DXの取り組み」に基づき、公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「System」 | | 記載内容抜粋 | 1. DX戦略を推進する部署の設置。 2. 下記四種のデジタル人材の育成及び採用の強化。   ・マーケター：デジタルを活用して、市場を創造する  ・デザイナー：変化するニーズに合わせて、UI/UXをデザインする  ・エンジニア：デジタルを駆使して、ソリューションを開発する  ・プロデューサー：デジタルを活用して、新たなビジネスモデルを創造する  （３）外部開発パートナーやSaaS企業との協業 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「Research」 | | 記載内容抜粋 | DX戦略推進部署にデジタル人材を配置し、ITに関する最新の技術動向の調査及び研究を実施しています。  その一環として、自社業務フローに外部SaaSを組み込み、高効率・高品質なサービス提供を推進しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取り組み - 【公式】株式会社あつまる｜ATSUMARU Inc. | | 公表日 | 2022年　5月　6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「DXの取り組み」  <https://atsu-maru.co.jp/dx/>  「Indicator」 | | 記載内容抜粋 | （１）DX支援における売上高及び付加価値高  （２）従業員一人当たりの平均業務生産性（付加価値高/従業員数） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　5月　6日 | | 発信方法 | コーポレートサイト「代表メッセージ」  <https://atsu-maru.co.jp/corporate/message.php> | | 発信内容 | コーポレートサイト「代表メッセージ」  <https://atsu-maru.co.jp/corporate/message.php>  世の中は、情報化時代から情報過剰時代、情報整理時代へと変化してきました。  この時代のなかで企業が市場に伝えたい情報をどのように的確に伝えていくか、  企業発展の重要なポイントになっています。  私たちは「マーケティングコンサルティング事業」を軸に、  お客様の時代・マーケット・ターゲットに合わせた情報伝達をお手伝いします。  戦略立案から効果測定・改善まで、全てのプロセスを一貫して担い、  PDCAをハイスピードに回すことで、企業の発展・業績向上の一助となりたいと考えております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　7月頃　～　現在 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAに提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　4月頃　～　現在 | | 実施内容 | 1. 「情報セキュリティ管理規程」及び「ソフトウェア管理規程」を策定し、同規程に基づく統制管理を行うとともに、外部によるセキュリティチェックを週次で実施しております。 2. 「プライバシーポリシー」に基づく統制管理及びPマーク審査における対策の実施を通じて、個人情報保護にも取り組んでおります。 3. 当社のコンプライアンス及びリスク管理を統括する内部監査室を設置し、リスクコンプライアンス委員会の実効性を確保するとともに、取締役会、監査等委員会、とも連携し、コンプライアンス及びリスク管理体制の強化に取り組んでおります。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。